

ハザード概要シート (案) (シペルメトリン)

1. ハザード等の概況

- ・昭和 61 年 (1986 年) 10 月 28 日農薬登録、殺虫剤、劇物
- ・合成ピレスリン、農薬 (殺虫剤)

2. 人に対する健康影響

(国内外の中毒事例、中毒症状、治療法、予後・後遺症 等)

[国内外の中毒事例]

- ・該当データ無し。

[中毒症状]

- ・急性中毒症状：

神経系の過剰刺激による症状が出現する。

- 軽 症：全身倦怠感、筋れん縮、軽度の運動失調
- 中等症：興奮、手足の振せん、唾液分泌過多
- 重 症：間代性けいれん、呼吸困難、失禁

[治療法]

[応急手当]

- ・飲み込んだ場合：口をすすぐ。
- ・吸入した場合：速やかに新鮮な空気のあるところへつれて行き、深呼吸をさせる。
- ・皮膚、衣類に付着した場合：汚染した衣類をぬがせ、皮膚を多量の水と石けんでよく洗い、付着した農薬を除去する。洗浄時間は最低 15 分必要。
- ・眼に入った場合：直ちに蛇口の水、やかんの水のような流水 (大量の水) で洗浄する。コンタクトレンズをつけている場合、コンタクトレンズをはずしその後も十分に洗浄を続ける。
- ・いずれも症状がある場合は、直ちに医師の診断を受ける。

[医療機関での治療]

- ・飲み込んだ場合：必要に応じて胃洗浄、活性炭と下剤の投与、等を行う。
とくに、以下を考慮する。
 - ①けいれんに対してはメトカルバモール、ジアゼパム等の投与
 - ②唾液分泌過多に対してはアトロピンの投与
- ・その他必要に応じて、支持療法を行う。

[予後・後遺症]

- ・該当データ無し。

3. 汚染防止・リスク低減方法

- ・貯蔵：食品や飼料から離しておく。

ハザード概要シート (案) (シペルメトリン)

- ・包装、表示：食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

4. リスク評価状況

(1) 国内

(評価結果、提言等、耐容摂取量等(急性参照用量含む)等)

[評価結果、提言等]

- ・推定一日摂取量は ADI に対して 20%未満であり、食品を介しての摂取については、現時点において問題となるものではないと判断される。

[耐容摂取量等]

- ・ADI は (一日許容摂取量) 2.5mg/50kg 体重/日 (厚生労働省による評価)
- ・ARfD (急性参照用量) : 該当データ無し。

(2) 国際機関及び諸外国

(評価結果、提言等、耐容摂取量等(急性参照用量含む)等)

[評価結果、提言等]

- ・該当データ無し。

[耐容摂取量等]

- ・EFSA によると 0.04 mg/kg 体重/日。
- ・IPCS (国際化学物質安全性計画) によると ADI は 0-0.02 mg/kg 体重/日。
- ・ADI : 0-0.02mg/kg 体重/日 (JMPR による評価)
- ・ARfD (急性参照用量) : 該当データ無し。

5. リスク管理状況

(1) 国内

(規格・基準設定状況、その他のリスク管理措置)

[規格・基準設定状況]

- ・公益財団法人日本食品化学研究振興財団によれば、食品により 0.01ppm~20ppm (各異性体の和。シペルメトリンにはゼーターシペルメトリンが含まれる)
- ・公益財団法人日本食品化学研究振興財団のシペルメトリン基準値
http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a_inq=31700 を参照。

[その他のリスク管理措置]

- ・容器を密閉して保管すること。

(2) 国際機関及び諸外国

(規格・基準設定状況、その他のリスク管理措置)

[規格・基準設定状況]

- ・最大残留基準 :

ハザード概要シート (案) (シペルメトリン)

Codex では綿の種について 0.1ppm、米国では綿の種について 0.5ppm、欧州では綿の種について 0.2ppm。(以上、<http://www.mrldatabase.com/>を参照)

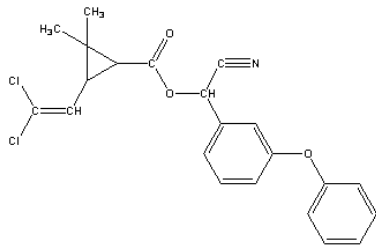
[その他のリスク管理措置]

- ・該当データ無し。

6. 参考情報

(1) 分子式等

分子式/構造式: $C_{22}H_{19}Cl_2NO_3$



物質名 (IUPAC):

(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル(1RS, 3RS;1RS, 3RS)-3-(2, 2-ジクロロビニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート

[(RS)- α -cyano-3-phenoxybenzyl (1RS, 3RS;1RS, 3RS)-3-(2, 2-dichlorovinyl)-2, 2-dimethyl=cyclopropanecarboxylate]

CAS番号: 52315-07-8

(2) その他

(リスク管理機関等における有用情報等)

- ・該当データ無し。

情報整理シート (シペルメトリン)

調査項目			概要	引用文献	
aハザードの名称/別名			シペルメトリン/ α -シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート	1-9-1	
b食品中の物質の名称/別名 (ハザードが「食品そのものの状態」を指す場合に記入。(例:ハザードが「ジャガイモ」の場合に食品中の物質として「ソラニン」を記入。))			該当データ無し		
cハザード等の概況 (国内/諸外国)	用途等や汚染実態	①用途 (登録・指定を含む使用実態等) や産生実態等 (貝毒やシガテラ毒の場合は原因となる有毒渦鞭毛藻に関する事柄を含む)	合成ピレスリン、農薬(殺虫剤)	1-9-1	
			昭和 61 年(1986 年)10 月 28 日農薬登録、殺虫剤、劇物	1-9-12	
	汚染実態	ハザード等による汚染経路、汚染条件等	②調製・加工・調理による影響(特に調理等の処理によるリスクの低減や増加等)	該当データ無し	
			③生産段階	該当データ無し	
	汚染実態	ハザード等に汚染される可能性がある農畜水作物/食品の生産実態	④加工・流通段階	該当データ無し	
			⑤農畜水産物/食品の種類	生鮮オオバコエンドロ	1-9-2
			⑥国内外の生産実態、海外からの輸入実態	タイからの輸入	1-9-2
⑦注目されるようになった経緯(事故や事件があった場合に記入。)		該当データ無し			
dヒトに対する健康影響	①中毒事例(国内/諸外国)		該当データ無し		
	②中毒症状(摂取から発症までの時間・期間を含む)		経口摂取：腹痛、けいれん、嘔吐。他の症状については「吸入」参照。 吸入：灼熱感、咳、めまい、頭痛、吐き気、息切れ。 皮膚：発赤、灼熱感、しびれ感、刺痛、かゆみ。 眼：発赤、痛み。	1-9-3	
	③治療法		神経系過剰刺激 ○軽 症:全身倦怠感、筋れん縮、軽度の運動失調 ○中等症:興奮、手足の振せん、唾液分泌過多 ○重 症:間代性けいれん、呼吸困難、失禁	1-9-7	
	④予後・後遺症		[応急手当] 飲み込んだ場合:口をすすぐ。 吸入した場合:速やかに新鮮な空気のあるところへつれて行き、深呼吸をさせる。 皮膚、衣類に付着した場合:汚染した衣類をぬがせ、皮膚を多量の水と石けんでよく洗い、付着した農薬を除去する。洗浄時間は最低 15 分必要。 眼に入った場合:直ちに蛇口の水、やかんの水のような流水(大量の水)で洗浄する。コンタクトレンズをつけている場合、コンタクトレンズをはずしその後も十分に洗浄を続ける。 いずれも症状がある場合は、直ちに医師の診断を受ける。 [医療機関での治療] 飲み込んだ場合:必要に応じて胃洗浄、活性炭、下剤の投与、等を行う。 文献 1-9-7 の 1 章【2】項(P3~P5)に記した処置、とくに ①けいれんに対してはメカルバモール、ジアゼパム等の投与 ②唾液分泌過多に対してはアトロピンの投与 その他必要に応じて、支持療法を行う。	1-9-7	
e汚染防止・リスク低減方法		貯蔵:食品や飼料から離しておく。 包装・表示:食品や飼料と一緒に輸送してはならない。	1-9-3		

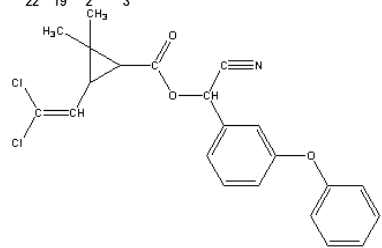
情報整理シート (シペルメトリン)

リスク 評価状 況(国内 /国際機 関/諸外 国)	①評価結果(最終結果または途中経過を記入。)		推定一日摂取量は ADI に対して 20%未満であり、食品を介しての摂取については、現時点において問題となるものではないと判断される。	1-9-4
	②提言等		該当データ無し	
	耐容 摂取 量等	③耐容摂取量、摂取許容量及び急性参照用量	ADI は(一日許容摂取量)2.5mg/50kg 体重/日(厚生労働省による評価)。	1-9-4
			EFSA によると 0.04 mg/kg 体重/日。	1-9-5
			IPCS によると ADI は 0-0.02 mg/kg 体重/日。	1-9-6
			ADI: 0-0.02mg/kg 体重/日(JMPR による評価) ARfD(急性参照用量): 該当データ無し	1-9-13
		④耐容摂取量、摂取許容量及び急性参照用量の根拠	EFSA の ADI の根拠は、イヌに対するゼータ・シペルメトリン及びシペルメトリンの NOAEL が 7.5mg/kg 体重/日であり、それに対して安全係数 100 を適用し、さらに、ゼータ・シペルメトリンに対してシペルメトリンの毒性を半分としたことによる(7.5/1,000/2=0.0375。有効数字を一桁として 0.04 とした)。	1-9-5
	⑤安全係数		EFSA において 100	1-9-5
	⑥推定一日摂取量		2.59 ~ 21.62 μ g	1-9-4
	ばく 露評 価	⑦推定方法	被験食品は、国民栄養調査の分類を参考として I ~ XIV の食品群(飲料水を含めた)に分類し、各食品群の中から適宜食品を選び、各地域ブロックごとの食品群摂取量をもとに、それぞれの食品中残留農薬分析に必要な量を市場から購入した。調理を要する食品については、まず、通常行われている調理方法に準じて調理を行ったのち、食品群ごとに食品を均一に破碎混合し、その後各農薬の定量分析を行い、食品群ごとの当該農薬一日摂取量を算出した。これらを総和することにより、当該農薬の一日摂取量を求めた。	1-9-4
	⑧MOE(Margin of exposure)		該当データ無し	
	毒性 評価	体内 動態	⑨経口摂取における吸収及び吸収率	該当データ無し
			⑩分布	該当データ無し
⑪代謝(半減期)			該当データ無し	
⑫排出(排泄)			該当データ無し	
⑬毒性学上重要な化合物			該当データ無し	

情報整理シート (シペルメトリン)

リスク 評価状 況(国内 /国際機 関/諸外 国)	毒性 評価	毒性	⑭急性毒性	GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 急性毒性(経口)「区分 3」【ラット LD50 値=195mg/kg との報告より】 急性毒性(経皮)「区分外」 ラット LD50 値は>5,000mg/kg であり、5,000mg/kg 以下では死亡が認められていないことから(農薬登録申請資料(1986))、区分外とした。 急性毒性(吸入:ガス)「分類対象外」 急性毒性(吸入:蒸気)「分類できない」 急性毒性(吸入:粉じん)「分類できない」	1-9-1
				短期ばく露の影響:眼、皮膚、気道を刺激する。神経系に影響を与え、刺痛、かゆみ、灼熱感等の顔面錯覚を生じることがある。	1-9-3,
				急性経口毒性値 LD50(mg/kg) ラット♂221 ♀195、 マウス♂143, ♀135	1-9-7
				GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 急性毒性(経口)「区分 3」【ラット LD50 値=195mg/kg との報告より】 急性毒性(経皮)「区分外」 ラット LD50 値は>5,000mg/kg であり、5,000mg/kg 以下では死亡が認められていないことから(農薬登録申請資料(1986))、区分外とした。 急性毒性(吸入:ガス)「分類対象外」 急性毒性(吸入:蒸気)「分類できない」 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)「分類できない」	1-9-9
			⑮眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験	GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 眼刺激性「区分 2B:軽度の刺激性あり」【ウサギを用いた試験で、48 時間後には全て回復する軽度の刺激性がみられた】 皮膚刺激性「区分外」 ウサギを用いた試験で局所反応が認められなかったことから(農薬登録申請資料(1986))、区分外とした。 皮膚感作性「区分外」 モルモットを用いた皮膚感作性試験で皮膚反応を認めなかったことから(農薬登録申請資料(1986))、区分外とした	1-9-1 1-9-9 (どちらも同じ)
			⑯亜急性毒性	該当データ無し	
			⑰慢性毒性	該当データ無し	
			⑱発がん性	GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 区分外 ラット及びマウスを用いた発がん性試験で試験物質投与に起因する腫瘍の発生が認められなかったとの報告がある(農薬登録申請資料(1986))。また、EPA でグループ C に分類していることから、区分外とした	1-9-1 1-9-9 (どちらも同じ)
			⑲生殖発生毒性	GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 区分外 ラットを用いた 2 世代繁殖性試験、ならびにラット及びマウスを用いた妊娠中投与試験で生殖機能、生殖能力及び子の発生に対する悪影響が認められなかったことから(農薬登録申請資料(1986))、区分外とした。	1-9-1 1-9-9 (どちらも同じ)
			⑳遺伝毒性	該当データ無し	
㉑微生物学的影響	該当データ無し				
㉒その他	該当データ無し				

情報整理シート (シペルメトリン)

gリスク管理状況(国内/国際機関/諸外国)	①規格・基準設定状況(基準値等)		公益財団法人日本食品化学研究振興財団によれば、食品により 0.01ppm~20ppm (各異性体の和。シペルメトリンにはゼーターシペルメトリンが含まれる) 公益財団法人日本食品化学研究振興財団のシペルメトリン基準値 http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a_inq=31700 を参照。	1-9-10
			最大残留基準: Codex では綿の種について 0.1ppm、米国では綿の種について 0.5ppm、欧州では綿の種について 0.2ppm。	1-9-14
	②その他のリスク管理措置		容器を密閉して保管すること。	1-9-1
			換気の良い場所に保管。	1-9-3
h参考情報	分子式等(複数の関連物質がある場合は代表的なものについて記入のこと)	①分子式/構造式	$C_{22}H_{19}Cl_2NO_3$ 	1-9-1, 1-9-3
		②分子量	416.3	1-9-1
		③物質名(IUPAC)	(RS)- アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル (1RS,3RS;1RS,3RS)-3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート [(RS)- α -cyano-3-phenoxymethyl (1RS,3RS;1RS,3RS)-3-(2,2-dichlorovinyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate]	1-9-8
		④CAS名/CAS番号	Cyano(3-phenoxyphenyl)methyl 3-(2,2- dichloroethyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate /52315-07-8	1-9-1
	物理化学的性状(複数の関連物質がある場合は、代表的なものについて記入のこと)	⑤性状	固体 特徴的な臭気のある、黄色の粘調な液体またはペースト	1-9-1 1-9-3
		⑥融点(°C)	60~80°C	1-9-1
		⑦沸点(°C)	沸点(分解):220°C	1-9-3
		⑧比重	1.1	1-9-3
		⑨溶解度	水:0.009mg/L(20°C) 水に溶けない	1-9-1
	⑩検査・分析法		厚生労働省「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」 GC/MSによる農薬等の一斉試験法(農産物)、GC/MSによる農薬等の一斉試験法(畜水産物)、個別試験法	1-9-11
	備考	⑪出典・参考文献(総説)	該当データ無し	
⑫その他(リスク管理機関における情報等)		該当データ無し		

注1)各項目に該当する情報が無い場合は、「該当データ無し」と記載した。

注2)各項目名については、ハザード等の特性に合わせた適切な文言へ変更した。

引用文献

1-9-1. 安全衛生情報センター

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds/52315-07-8.html>

1-9-2. 厚生労働科学研究費補助金(食品の安心・安全確保推進研究事業)「食品衛生関連情報の効率的な活用に関する研究」平成21年の違反事例一覧

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-kkportal/ihanjirei/2009ihan1.pdf>

情報整理シート (シペルメトリン)

- 1-9-3. 国際化学物質安全性カード
<http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0246c.html>
- 1-9-4. 厚生労働省「平成 16 年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/081027-1a.pdf>
- 1-9-5. EFSA, Conclusion regarding the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance zeta-cypermethrin.
<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/196r.pdf>
- 1-9-6. JECFA.
<http://apps.who.int/ipsc/database/evaluations/chemical.aspx?chemID=876>
- 1-9-7. 農薬工業会「農薬中毒の症状と治療法 第 13 版」
- 1-9-8. BCPC(British Crop Protection Council), The Pesticide Manual Thirteenth Edition, 2003
- 1-9-9. NITE((独)製品評価技術基盤機構)「GHS 分類結果(関係省庁連絡会議 平成 18 年度事業)」
<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0270.html>
- 1-9-10. 公益財団法人日本食品化学研究振興財団「農薬等の基準値 シペルメトリン」
http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a_inq=31700
- 1-9-11. 厚生労働省「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu3/index.html>
- 1-9-12. 独立行政法人農林水産消費安全技術センター「農薬登録情報提供システム」
<http://acsearch.acis.famic.go.jp/famic/>
- 1-9-13. Inventory of IPCS and other WHO pesticide evaluations and summary of toxicological evaluations performed by the Joint Meeting on Pesticide Residues (JMPR) through 2009
http://www.who.int/ipcs/publications/jmpr/pesticide_inventory_edition10.pdf
- 1-9-14. <http://www.mrlatabase.com/>

※平成 22 年度食品安全確保総合調査「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋 (株式会社三菱総合研究所作成)

(参考)

内閣府食品安全委員会事務局

平成 22 年度食品安全確保総合調査報告書

輸入食品等の摂取等による健康影響に 係る緊急時に対応するために実施する 各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。) に関する文献調査 報告書

平成 23 年 3 月

MRI 株式会社三菱総合研究所

I. 調査の概要

1. 調査目的

現在、食品安全委員会は、緊急事態等（注1）の発生時に把握している科学的知見をハザード概要シート（注2）に取りまとめ、国民に向けて情報提供を行っている。

一方、国民からはより迅速な情報提供を求められているが、現状においては、ハザード概要シートをゼロから作成しているため、その完成までに多くの時間を要している。

そのため、今後、緊急事態等の発生時の一層迅速な情報提供に資することを目的として、輸入食品、添加物、器具又は容器包装等（以下「輸入食品等」という。）の摂取等による健康影響に係る緊急事態等の発生の原因となることが将来的に懸念されるハザード（微生物・ウイルスを除く。）について、当該ハザードの特徴、人の健康への影響、関連食品等に関する文献を収集し、データ等を情報整理シート（注3）にまとめるとともに、あらかじめハザード概要シート（案）を作成した。

（注1）緊急事態等

食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するとき（食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（平成16年4月15日関係府省申し合せ）の第1項に規定）。

（注2）ハザード概要シート

緊急事態等の発生時に、食品安全委員会が把握している科学的知見を取りまとめ、いち早く国民に向けて分かりやすく情報提供することを目的とするものであり、物質の科学的性質等の情報を日本工業規格A列4番（以下「A4サイズ」という。）1～2枚程度にとりまとめたもの。具体的な記載事項は、用途や使用状況等の概要、毒性の程度、国内外での評価状況、分子式等。

（注3）情報整理シート

各ハザードについて、その概要とハザード概要シートを作成する際に使用した引用文献を整理したもの。

2. 調査項目

2.1 調査対象ハザードの選定

農薬、動物用医薬品、食品添加物の各分野については厚生労働省が毎年公表している「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」の過去3か年度（平成19年度、平成20年度、平成21年度）の検査内容別の違反事例から、自然毒（植物性自然毒）については厚

※平成22年度食品安全確保総合調査「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋 (株式会社三菱総合研究所作成)

生労働省が毎年公表している「食中毒統計」の過去3か年次(平成19年次、平成20年次、平成21年次)の食中毒発生事件事例から、調査対象ハザードを選定した。選定したハザード数を以下に示す。

分野	対象	選定数
農薬	残留農薬に係る違反事例	30
動物用医薬品	残留動物用医薬品に係る違反事例	13
食品添加物	指定外食品添加物の含有に係る違反事例	20
自然毒 (植物性自然毒)	食中毒発生事例のうち原因物質が自然毒 - 植物性自然毒できのこに関する事件事例 (ツキヨダケ、ドクササコ等)	16
	食中毒発生事例のうち原因物質が自然毒 - 植物性自然毒で高等植物に関する事件事例 (アジサイ、トリカブト等)	10
自然毒 (動物性自然毒)	下痢性貝毒、麻痺性貝毒、記憶喪失性貝毒、神経性貝毒、アザスピロ酸、フグ毒、シガテラ毒、パリトキシン及び関連毒、テトラミン	9
かび毒	オクラトキシンA、ステリグマトシスチン、パツリン、ゼアラレノン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、フモニシン	7
汚染物質	水銀(総水銀、メチル水銀)、鉛、有機スズ化合物、ダイオキシン類(注4)、ヒ素、フタル酸エステル、臭素系難燃剤、カルバミン酸エチル	9

(注4) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号、最終改正:平成22年5月19日法律第34号)第2条に規定のダイオキシン類のことで、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

2.2 専門家の選定

ハザードの各分野(農薬、動物用医薬品、食品添加物、自然毒、かび毒、汚染物質)に関する有識者であって調査対象ハザードに係るリスク評価及びリスク管理に関する調査・研究等に関わった経験を有する専門家を各分野それぞれ2名以上選定した。

2.3 ハザード概要シート(案)等の作成

ハザード概要シート(案)等の作成を行った。それに合わせて以下を実施した。

※平成 22 年度食品安全確保総合調査「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋 (株式会社三菱総合研究所作成)

(1) 文献の収集

情報整理シートに記載すべきデータが記載されている国内外の文献等の収集を行った。

(2) 関連データの抽出・整理

収集した文献から情報整理シートの項目に関連する記述・データを抽出し、主要な文献ごとに要約を作成した。

(3) 情報整理シートの作成

要約したデータ等を、情報整理シートの該当項目に簡潔に記載し、各専門家による確認を受けた。

(4) データベースの作成

収集した文献について、データベースにとりまとめた。

(5) 概要の作成

特に①ハザード等の概況とヒトに対する健康影響、②汚染防止・リスク低減方法、③リスク評価状況④リスク管理状況について要約を記載し、各専門家による確認を受けた。

(6) ハザード概要シート(案)の作成

抽出、要約したデータからハザード概要シートの原案を作成し、各専門家による確認を受けた。

なお、ハザード概要シートは、国民に対する情報提供を目的とするものであるため、原案作成に当たっては、平易な言葉を用い、また国民が得たいと考える情報を正確に提供できるように工夫して作成するよう特に留意した。

調査方法についての詳細は、下記 URL を御参照ください。

http://www.fsc.go.jp/sonota/h22mri_houkoku.pdf